

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『潮干狩り』

砂浜の海岸で、砂中の貝の採取を楽しむことができるスポット





- ①『潮干狩り場』として『潮干狩り(※)』を目的に
- ②『砂浜の海岸』で
- ③『漁業権者』『漁業協同組合』によって管理されている施設

に該当する施設が『潮干狩り』ジャンル



※『潮干狩り』…遠浅の砂浜の海岸で砂中の貝を採取すること



①『潮干狩り場』として『潮干狩り』を目的に

➡ 自然に貝が生息している砂浜は『潮干狩り場』ジャンルとしては認められません

②『砂浜の海岸で』

➡ 屋内施設やイベント等で人工的に再現した砂浜などは対象外となります。
海岸沿いに存在する砂浜(この場合は人工も含む)であることが必要条件となります。

③『漁業権者』『漁業協同組合』によって管理されている施設

➡ 『漁業権者』『漁業協同組合』から委託されて運営されている場合も含まれます。